



申第1号「各種施策に伴う労働条件・労働環境改善に関する申し入れ」シリーズ⑦



自動車等で通勤する 通勤手当の改善を要求！

【現行】賃金規程（第56条）

(1) 一利用区間の距離が 5 km未満の場合	2,000 円
(2) 一利用区間の距離が 5 km以上 10 km未満の場合	3,700 円
(3) 一利用区間の距離が 10 km以上 15 km未満の場合	5,500 円
(4) 一利用区間の距離が 15 km以上 20 km未満の場合	7,500 円
(5) 一利用区間の距離が 20 km以上 25 km未満の場合	9,600 円
(6) 一利用区間の距離が 25 km以上 30 km未満の場合	12,000 円
(7) 一利用区間の距離が 30 km以上 35 km未満の場合	14,400 円
(8) 一利用区間の距離が 35 km以上 40 km未満の場合	16,800 円
(9) 一利用区間の距離が 40 km以上の場合	19,200 円

【東日本ユニオンの要求】

➔ 3,000 円
➔ 4,000 円
➔ 7,000 円
➔ 10,000 円
➔ 12,000 円
➔ 15,000 円
➔ 18,000 円
➔ 21,000 円
➔ 24,000 円



(9)の距離区分を「40 km以上 45 km未満の場合」に変更！
(10)として「一利用区間の距離が 45 km以上の場合」を新設！

(10) 45 km以上の場合
31,000 円

現場で働く組合員・社員の声

- ・「現業機関における柔軟な働き方の実現」などの会社施策によって、社員が自動車等で通勤する機会が増えている。ガソリン価格の高騰も踏まえて、要求通りの支給額とするべきだ！
- ・公共交通機関が運行していない時間帯の出退勤がある以上、自動車等による通勤はなくなる！しかし、社員はガソリン代に加えて車のローンに駐車場代、冬用タイヤの購入費用などの維持費を自己負担している！

【国税庁が定める「マイカー・自転車通勤者の通勤手当に対する非課税」の限度額】

2 km以上 10 km未満の場合	4,200 円	10 km以上 15 km未満の場合	7,100 円
15 km以上 25 km未満の場合	12,900 円	25 km以上 35 km未満の場合	18,700 円
35 km以上 55 km未満の場合	28,000 円	55 km以上の場合	31,600 円

- ・社会的に見ても要求額は妥当な額である！

【レギュラーガソリン価格の比較（同月・全国平均／東日本ユニオン調べ）】

1997年(平成9年)	107 円/ℓ	2022年(令和4年)	170 円/ℓ	+63 円!
-------------	---------	-------------	---------	--------

- ・物価や働き方が変わっているにも関わらず、支給額は25年以上も前から変わっていない！